### **OPICS**

71177

## 制

令和3年度末実績と林野庁の 森林集積推進室 取組





## はじめに

1

基づき、 の委託を受ける仕組みです ができない場合に、森林経営管理法に 者自らでは森林の経営管理を行うこと 森林経営管理制度」 市町村が当該森林の経営管理 は、 森林所有

の より、 メリットがあります。 本制度には、 地域全体にとって、 森林所有者は、市町村の関与に 安心して長期的に所有森林の 森林所有者、 それぞれ以下 林業経営

ます。 森林を整備することが可能となり まで整備できなかった所有者不明 雇用の安定を図るとともに、これ 林業経営者は、 経営規模の拡大や

経営管理を任せることができます。

村支援の取組をご紹介します。 績を説明した上で、 令和3年度末における市町村の取組実 本年度で4年目となります。本稿では、 本制度は、 域住民の安心・安全につながります。 の活性化や、災害リスクの低減、地 森林の有効活用により、 地域全体にとっては、 平成31年4月に始まり 林野庁による市町 手入れ不足 地域経済

## 2 森林経営管理制度の仕組み

合、市町村は「経営管理権集積計画 町村への委託希望」 る森林を対象に、 が、経営管理が行われていないと見られ 森林の経営管理の委託を受けます。 積計画)」を定めて、森林所有者から 確認する調査(意向調査)を実施します。 意向調査の結果、森林所有者から「市 森林経営管理制度では、まず、市町村 森林所有者の意向を の回答があった場

明な森林であっても、 置」により、所有者の 市町村が自ら経営管理を行います。 林業経営者に経営管理を再委託しま 実施権配分計画(配分計画)」を定めて、 に適した森林は、 集積計画策定森林のうち、 他方、林業経営に適さない森林は 市町村が当該森林の経営管理を 「所有者不明森林等の特例措 市町村が 部又は全部が不 一定の手続きに 「経営管理 林業経営

私有林人工林の

94%をカバー

93%

973(74%

250(19%)

令和3年度

(速報値)

# 市町村における取組実績

受託することができます。

取組状況(市町村数)

75%

396(27%)

704(48%)

令和元年度

■ 意向調査等の取組

■ 集積・集約化の取組に係る準備

回答があった面積の内訳(累計)

10.6万ha

(33%)

10.2万ha

(31%)

11.7万ha

(36%)

※既に他者に委託済み、

■所有者自ら経営管理を希望

自分で委託先を探す等

森林の経営管理の集積・集約化に係る

85%

778(55%)

423(30%)

令和2年度

3

があり、制度の活用が必要な市町村(注) 令和3年度末までに、私有林人工林

(市町村)

1,400

1,200

1,000

800

600

400

200

これま

100%

80%

60%

40%

20%

0%

■市町村への委託を希望

0

の9%をカバーしています。また、 係る取組が実施されています。これら 調査の準備を含む森林経営管理制度に 意向調査が実施されています 象市町村の約7割(973市町村) の市町村は、全国の私有林人工林面積 取組段階別にみると、 意向調査は 図1)。 Ć

なっています 開始から3年間の実施面積は約0万ha 村への委託希望は、 となりました。回答率は約5割: 図 2、 回答者の約4割と 3, 市町

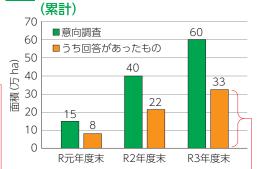
令和3年度に約19万h実施され、

制度

54haで策定されました。 集積計画は 262市町村の9. このうち1

(注)私有林人工林がある全市町村から、私有林 営管理が行われている市町村を除いたもの 進める市町村、既にほとんどの人工林で経 性が低い市町村、既存の仕組で経営管理を (3:1,312市町村) 人工林が極めて少ない等整備・活用の必要

### 図2 意向調査の実施面積と回答面積 (累計)



らによる森林整備が実施されました 58市町村の2,418hで市町村自

の約9割

(1,223市町村)

で、

(図5)。

備が実施されました の122hで林業経営者による森林整 分計画の策定面積は、 haで策定されました。このうち14市町 令和3年度末における集積計画と配 いずれも前年度

(図4)。 配分計画は、 47市町村の 1 1 05

2022.11 No.188

50

40

30 計 数 20 数

10

R3年度末

▲ 市町村数

8,000

配分計画の策定状況(累計)

21

R2年度末

### 図4 集積計画の策定状況(累計)

300

250

262

### 200 世 四 世 世 世 世 数 面積 (ha) 6,000 149 4,000 100 2,000 50 0 0 R元年度末 R2年度末 R3年度末 市町村数 1 具体的な支援内容は、以下の通りです。 始と同時に、「森林集積推進室」を設置 せん。このため、林野庁では、制度開 業担当職員は必ずしも十分ではありま のは市町村ですが、市町村の森林・林 して、市町村の取組を支援しています。 人材育成

### でに43回の説明会や研修会に職員を派 を派遣しました。今年度は、9月末ま で、190回の説明会・研修会に職員 員を派遣しています。これまで3年間 の説明会や研修会等に、講師として職 遣しています。

# 説明会・研修会への講師派遣

2

特例措置ガイドラインの作成

都道府県が主催する市町村職員向け

# 2 「森林経営管理リーダー育成研修.

全国8カ所で開催しています。 計451名が参加しました。今年度は れまで3年間に、2カ所で開催して 職員を対象とする「森林経営管理リー ダー育成研修」を開催しています。こ 道府県の地方機関や市町村支援組織の ことのできる技術者(森林経営管理リ ―ダ―(通称))を養成するため、都 市町村への技術的助言・指導を行う

から約3倍に増加しました。

「所有者不明森林等の特例」について

図5

1,200

1,000

800

600

400

200

0

R元年度末

■面積

面積 (ha)

## (2) 情報提供

## 集の作成 森林経営管理制度に係る取組事例

活用に向けた手続きを進めています。 定しました。現在、京都府綾部市が特例 で初めて特例を活用して集積計画を策 は、令和3年度に、鳥取県若桜町が全国

管理制度に係る取組事例集」 る先進的な取組を整理した「森林経営 令和2年度から、全国の市町村によ を作成し

情報を提供しています。本年9月には

実際に森林経営管理制度を運用する

林野庁による市町村支援の取組

## 3 情報誌「シューセキ!」の配信

町村の皆様に、森林経営管理制度と森 庁のウェブサイトに掲載しています。 けしています。バックナンバーは林野 林環境譲与税に関する最新情報をお届 ―セキ!」を発行して、都道府県と市 今年度から、毎月一回、情報誌「シュ

## (3) 体制整備

### 用を希望する市町村に、全国の技術者 1 省から一定額が特別交付税措置されま 持つ技術者を雇用する仕組みで、総務 都道府県が、森林や林業の専門知識を す。林野庁では、同アドバイザーの活 「地域林政アドバイザー」は、市町村 地域林政アドバイザーの活用促進

同アドバイザーの現状に関するアンケ ート調査を実施しました。

れぞれ全国12の地域を対象に、森林経

ています。令和2年度と3年度は、そ

営管理制度の取組を進める上でのポイ

# 森林環境譲与税の活用促進

和2年度事例集の12市町を対象に、

ント等を整理しました。今年度は、

令

ォローアップを進めています。

野」に、森林環境譲与税を活用した森 度の取組を進める際にも活用すること おりますので、併せてご覧ください 林経営管理制度の取組事例を連載して が可能です。本年4月から、情報誌「林 森林環境譲与税は、森林経営管理制

sinrinkeieikanriseido.html .jp/j/keikaku/keieikanri/ https://www.rinya.maff.go 庁ウェブサイトをご覧ください。 各取組の詳細につきましては、 回線系 林野

ものです。今後も、法律の専門家等か

内容の充実を図

等の特例措置」の活用を進めるため、

本ガイドラインは、「所有者不明森林

活用に当たっての留意点等を整理した

ってまいります。 ら助言を頂きながら、 ドライン)」を作成・公表しました。

特例措置活用のための留意事項(ガイ

本年4月に、「所有者不明森林等の

# 都道府県による市町村支援の取組

5

の事業支援団体の運営、アドバイザーの り組んでいます。具体的には、県レベル 譲与税を活用して、市町村の支援に取 府県も、都道府県に譲与される森林環境 情報の高度化等事業支援システムの整 派遣、市町村職員向けの研修開催、森林 林野庁による取組に加えて、各都道

の経営管理でお困りの方は、まずは、森 を申し出ることも可能です。所有森林 林が所在する市町村にご相談ください から市町村に対して、経営管理の委託 森林経営管理制度では、森林所有者

備などに取り組んでいただいています おわりに